昭和二十二年三月十四日　勅令第百八十一号
改正　昭和五十六年三月四日　勅令第八十一号

倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章　総則
第二章　寄託の引受及び受寄物の入庫（第七条～第十二条）
第三章　倉庫及び保管（第十三条～第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条～第十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十一条～第二十四条）
第六章　引取のない受寄物の処置（第二十五条～第二十八条）
第七章　受寄物の損傷等処置（第二十九条～第三十三条）
第八章　受寄物の場所指定倉庫（第三十四条～第四十五条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第四十六条～第四十七条）
特約条項（第一条～第十条）

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　当会社の倉庫寄託の取扱については、寄託者の申込及びこれを承諾する旨の通知により、この約款による。

2　この約款に定めていない事項については、法令及び慣習による。

（倉庫業務開始及び休業日）

第二条　当会社の倉庫業務開始は午後　時から午後　時までとする。

3　当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び倉庫業務開始の休日とする。

（個人、使用人の他の他の作業）

第三条　寄託物の運入及び運出その他の作業は、すべて当会社がなすべきものとし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（倉庫による倉庫業務）

第四条　当会社は、寄託者から当会社に対して、相当その倉庫業務を行なうことを要求するときは、倉庫による。

（通知、報告）

第五条　寄託者は、その住所又は氏名を新しくしたときは、遅滞なく当会社に届出なければならない。

2　当会社の寄託者に対する通知又は報告は、当該寄託者の届出の住所又は氏名宛にこれを発すれば、到達したものとする。

（寄託者の義務）

第六条　当会社は、寄託者が第三者に対して負担する債務のために、当会社に対して、担保の提供を求めることができる。

2　当会社は、寄託者が第三者に対する債務のために、当会社に対して、担保の提供を求めることができる。

第二章　寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託引受の謝絶）

第七条　当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

(イ)　当該寄託物が法令に違反するものであるとき。

(ロ)　当該寄託物が保管に適しないと認められるとき。

(ハ)　当該寄託物の保管のために、特別の施設を要するものであるとき。

(ニ)　当該寄託物の保管のために、当会社の業務を著しく妨げるものであるとき。

(ホ)　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第八条　寄託者は、当会社に対して、当該寄託物に関する事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

(イ)　寄託者の住所及び氏名又は名称

(ロ)　寄託物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数、記号及び番号

(ハ)　寄託物の価格

(ニ)　寄託物の保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

(ホ)　寄託物の寄託申込年月日及び寄託者の住所

(ヘ)　寄託物の運搬方法及び運賃の額

(ト)　寄託物の保管料及び荷役料の額

(チ)　その他当会社が必要と認めた事項

2　当会社は、寄託申込書を受領したときは、遅滞なくこれを審査し、その引受の可否を決定して、寄託者に対して、その旨を通知しなければならない。

3　当会社は、寄託者から寄託申込書を提出されたのち、当会社が寄託物を受取ったときは、当会社は、寄託者に対して、寄託物の日から効力を生じたものとみなす。

（寄託物の受取）

第九条　当会社は、寄託者から寄託物を受取ったときは、遅滞なくこれを検査し、その品質、数量、荷造の種類、個数、記号及び番号が、寄託申込書の記載と相違しないことを確認しなければならない。

2　当会社は、寄託物の品質、数量、荷造の種類、個数、記号及び番号が、寄託申込書の記載と相違していることを発見したときは、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

3　当会社は、寄託者から寄託申込書を提出されたのち、当会社が寄託物を受取ったときは、当会社は、寄託者に対して、寄託物の日から効力を生じたものとみなす。

（寄託証券の交付）

第十条　当会社は、寄託者から寄託物を受取ったのち、寄託者の請求があったときは、倉庫証券（以下「証券」という。）又は倉庫物品預証（以下「預証」という。）を交付することができる。

2　前項の証券及び預証は、署名したのち又は記名押印をするものとする。

第三章　倉庫及び保管

（倉庫又は倉庫業の区分）

第十三条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉庫業務を倉庫（以下「倉庫」という。）又は倉庫業務を保管（以下「保管」という。）として行なうことができる。

2　前項の倉庫及び保管は、署名したのち又は記名押印をするものとする。

第四章　受寄物の保管

（保管方法）

第十四条　当会社は、受寄物を入庫番号の順位から手当次第に保管する方法により保管する。

2　当会社は、寄託者の承諾を得ないで、受寄物の入庫番号の順位を変更し、受寄物の種類、品質の区別ごとの倉庫内又は保管場所の区分を変更し、受寄物を他の寄託者の受寄物と混合して保管する。

3　当会社は、寄託者の承諾を得ないで、受寄物の保管場所を変更したときは、その旨を寄託者に通知しなければならない。

（倉庫証券）

第十五条　当会社は、受寄物の保管料及び荷役料の支払を受けたのち、寄託者の請求があったときは、その受寄物を証券に記載して、これを寄託者に交付しなければならない。

2　当会社は、証券を交付したのち、その受寄物の保管料及び荷役料の支払を受けたのち、その受寄物を証券に記載して、これを寄託者に交付しなければならない。

3　当会社は、寄託者から証券を提出されたのち、当会社が受寄物を受取ったときは、当会社は、寄託者に対して、その受寄物の日から効力を生じたものとみなす。

4　当会社は、第2項の証券の交付をしたときは、その旨を証券に記載しなければならない。

（受寄物の保管）

第十六条　当会社は、受寄物を保管するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、その受寄物の品質を保持するように努めなければならない。

（倉庫証券の裏書）

第十七条　証券の裏書人は、その証券に記載された受寄物の引渡を受ける権利を、その証券の裏書人から、その証券の裏書人に対する関係において、その証券の裏書人に対する関係において、その証券の裏書人に対する関係において